

# 研修会

## (2) 家族・家庭支援勉強会

日本財団 第1回 家族・家庭支援勉強会  
「子ども虐待を見逃がさないで～自分たちが出来ること～」

日 時:2018年11月3日(土・祝)  
場 所:愛媛大学教育学部(リフレクションルーム)  
講 師:愛媛県立中央病院

小児科主任部長 山本英一 先生  
参加者職種:保育士・教員・保健師・相談員(11名)

1

子ども虐待をしつてますか  
～自分たちができること～

愛媛県立中央病院 小児科  
山本 英一

2



愛媛のイメージ色  
里親家庭で育った子どもたちが  
「子どもたちの明るい未来を示す色」  
として選んだ

↓  
オレンジフルーツのような明るさと暖かさを感じたいという思い

4

11月は児童虐待防止推進月間



3

189 あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。  
児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。  
お住まいの地域の児童相談所につながります。  
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

2019年度から、無料で～す

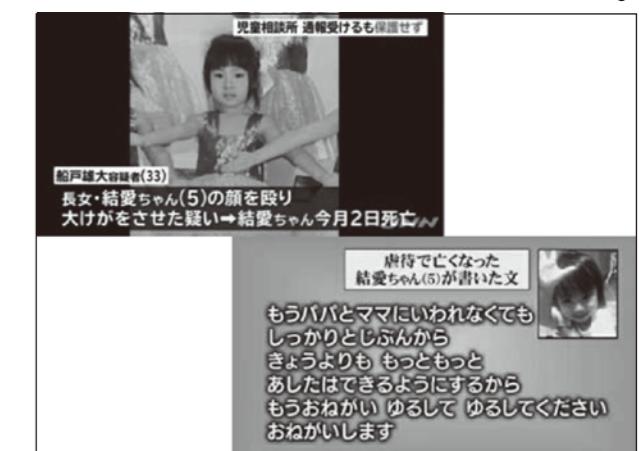
なぜ???⇒これはどうにかしてほしいなあ

6

今日のポイント

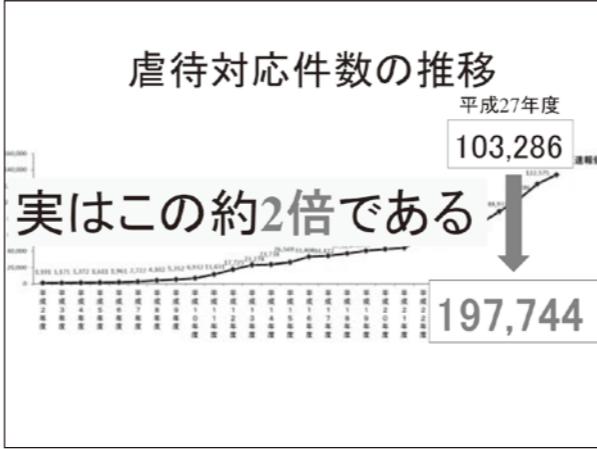
1. 子ども虐待の現状  
よそ事ではありません。身近にあること興味を持ってください。
2. 気づき 知らせてください。
3. 一人でなく、みんなで関わりましょう

5



「これはしつけです」という虐待  
判断能力がまだない年齢の子供たちに対して  
体罰や賞罰により直接子どもの行動を規制し、  
親が求める望ましい行動の習慣化を図っていた。

体罰によるマイナス効果を避けるために  
“しつけ”を考え直す必要がある!  
**しつけと虐待は全く異なる  
連続線上にはない**  
体罰 → 虐待  
Tomoda et al., NIMG 2009改変



- 18歳以下で虐待を受けた子どもは8人に1人
- NCANDS(全米子ども虐待データシステム)が保有する2004年から2011年の子どもへの虐待報告5,689,900件から、合成コホートに基づく命表が作成され、18歳までに虐待を受けた子どもの累積比率が人種・エスニシティ別／男女別／年別に算出された。
- 算出の結果、2011年において、18歳以下で虐待を受けた子どもの比率は12.5%で、8人に1人の比率となったという。この結果により、100人に1人という既存の報告値は、虐待の被害を約10分の1低く推定していることが示された。
- また、女性(13.0%、95%CI: 12.9%~13.0%)における累積比率の方が、男性(12.0%、95%CI: 12.0%~12.1%)よりも高い値となった。
- 1歳以下から虐待を受けた子どもの比率は2.1% 5歳以下からでは5.8%となった。

**体罰**

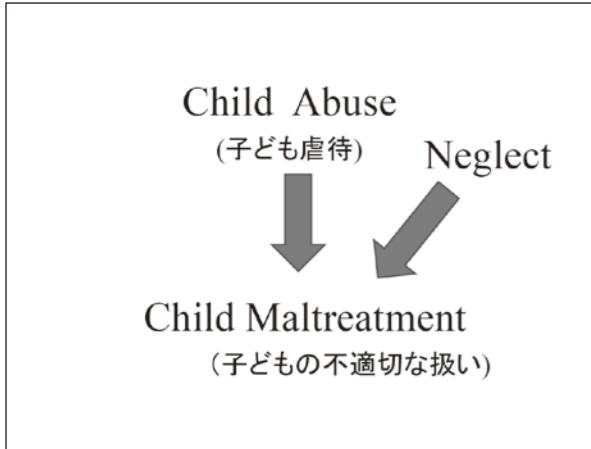
1. 体罰などの弊害は圧倒的なエビデンスによって証明されている。  
(体罰のメリットを証明した論文は一つも存在しない)
2. 体罰禁止法は劇的にあるいは着実に体罰、虐待を減少させる。体罰容認率が低い国では不適切養育による子どもの死亡率が低い。
3. 体罰を用いない肯定的な子育てに効果があることが実証されている。

「体罰の法的禁止をもとめる」活動をしている森井護士さん(松山在住)のお話

**子ども虐待とは**  
Kempe  
親や保護者や世話をする人によって引き起こされた、  
子どもの健康に有害なあらゆる状態  
～親側からではなく、子ども側から診断する～  
  
小林美智子、2004  
「親はいくら一生懸命であっても、その子がかわいいと思っていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです」

米国人 18歳未満 4551万9千人  
虐待件数 5,689,900件  
  
日本人 18歳未満 1912万7千人(平成29年10月)  
単純に比例計算すると虐待件数  
**239万件**

この数社会的児童人口へでは1/20程度しか  
顕在化されていないから  
氷山の一角であろう



**子ども虐待の分類**

1. 身体的虐待:児童の体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。
2. ネグレクト:養育の放棄または怠慢
3. 心理的虐待:児童に著しい心理的外傷をあたえること。
4. 性的虐待:児童にわいせつな行為をすることまたはさせること。

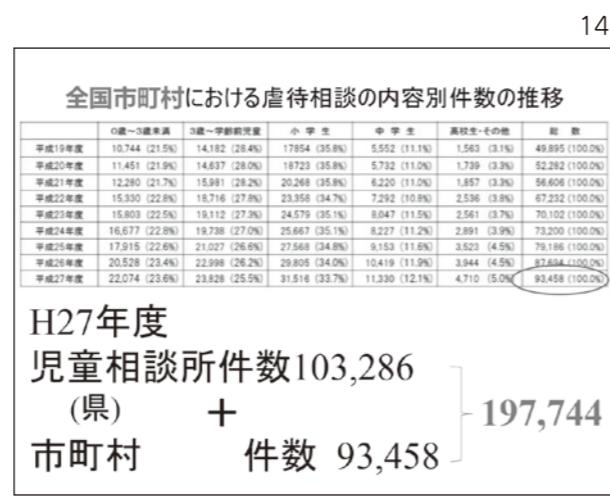
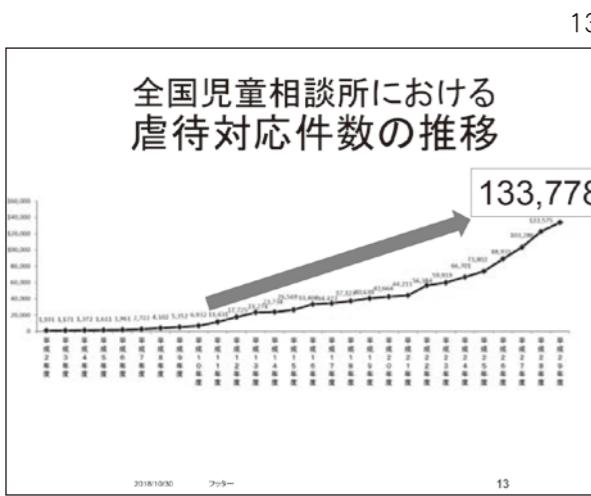
**実際増加しているか?**

1. 顕在化
2. 発生の実質的増加  
⇒家族や社会になんらかの問題が増加  
⇒一つの表れとしての子ども虐待の増加

**虐待相談への対応**

	施設入所等	里親等委託	面接指導	その他	総 数
22年度	4,047 ( 7.1%)	389 ( 0.7%)	48,172 ( 84.3%)	4,546 ( 8.0%)	57,154 (100.0%)
23年度	4,060 ( 6.7%)	439 ( 0.7%)	51,626 ( 85.0%)	4,601 ( 7.6%)	60,726 (100.0%)
24年度	4,067 ( 6.0%)	429 ( 0.6%)	58,373 ( 86.4%)	4,705 ( 7.5%)	67,574 (100.0%)
25年度	4,075 ( 5.4%)	390 ( 0.5%)	64,877 ( 86.5%)	5,640 ( 10.0%)	74,982 (100.0%)
26年度	4,248 ( 4.7%)	537 ( 0.6%)	78,600 ( 87.5%)	6,425 ( 7.2%)	89,810 (100.0%)
27年度	4,106 ( 4.0%)	464 ( 0.4%)	93,040 ( 89.5%)	6,305 ( 6.1%)	103,915 (100.0%)

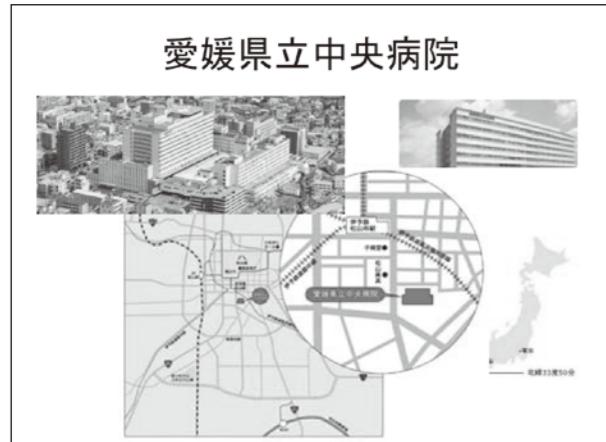
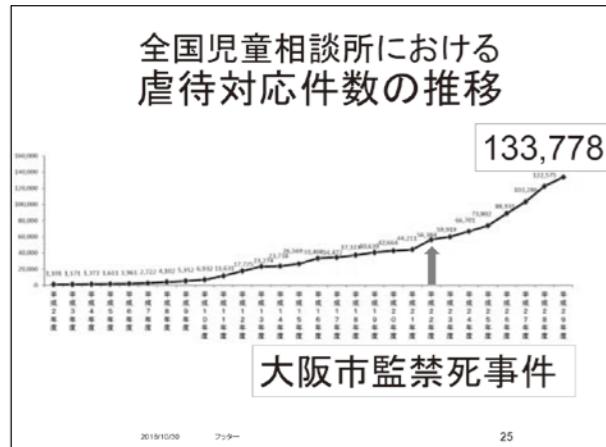
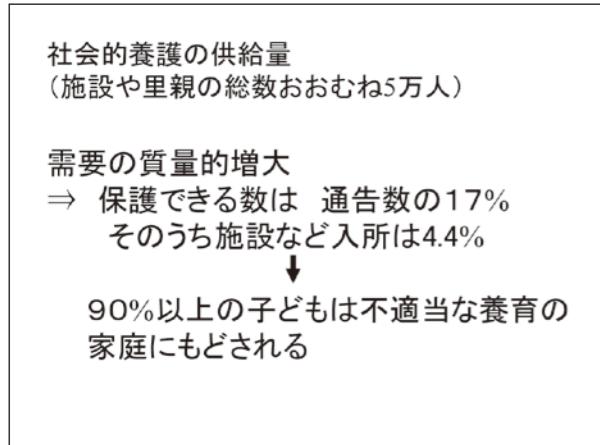
\* 1事例に対して複数の対応をした場合は複数計上とした。  
\*\* 平成27年度における「その他」の主なものは、「児童福祉司指導」2,594件である。



**平成27年度全国における児童相談対応の内訳**

相談対応件数	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
103,286件	42,644件	44,211件	56,344件	59,949件	68,701件	72,802件	88,931件
一時保護	17,801件(17.2%)	21,600件(22.8%)	22,900件(22.8%)	22,700件(22.8%)	22,200件(22.8%)	21,400件(21.8%)	21,200件(21.8%)
施設入所等	4,570件(4.4%) *	4,924件(4.9%)	4,421件(4.1%)	4,426件(4.1%)	4,426件(4.1%)	4,436件(4.1%)	4,704件(4.1%)
内訳							
児童養護施設	2,536人	2,713人	2,812人	2,899人	2,986人	3,073人	3,160人
乳児院	753人	831人	898人	965人	1,032人	1,100人	1,168人
里親委託等	464人	531人	598人	665人	732人	800人	868人
その他施設	817人	884人	951人	1,018人	1,085人	1,152人	1,220人

\* 平成27年度の児童相談件数、承認件数 208件  
\* 平成27年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 11,521件



救急医療での子ども虐待

- ①親の発作的な対応による子どもの外傷  
保護観察不十分による子どもの事故受傷  
→不慮の事故の中にも多くの虐待、または発展していく症例が隠れている
- ②虐待行為が悟られないように、その場限りの治療となる救急の現場を受診する可能性がある。

### 児童虐待をめぐる議論

- ①20世紀初め、社会事業家が虐待防止事業を行い、児童虐待防止法が帝国議会で制定された時期
- ②1970年小児科学会が Dr.Kempe の battered child syndrome の概念を日本に導入した時期
- ③1990年代以降から今日にかけて児童虐待問題が全国民の問題として制度化した時期

### 平成22年に大阪市監禁死事件

部屋で、2児の腐敗した遺体がみつかった。この部屋の住人で、2児の母親(23)が同僚に「子供を死なせたかもしれない」と漏らし、死体遺棄事件、致死事件で逮捕された。ネグレクト(育児放棄)であった。

小児医療センター(H25.4~)

小児内科として、年間約1000名の子どもたちが入院  
(2次、3次)  
小児外科をはじめ、形成外科、整形外科、耳鼻科、脳外科などの子どもたちも入院  
→小児救急医療現場としての役割も高い

医師、看護師が「虐待発見の場」としての機会があるところ

まずは、疑うことからはじまる

### 児童虐待

- ①身体、精神への侵襲が極めて高い
- ②見逃しが予後に直結する  
髓膜炎、がんなどと同様

↓

### 小児期緊急性のある疾患の一つ

### 子ども虐待防止において 保育士、学校の先生

子どもの発達過程を理解する

- ①何が虐待や不適切な養育の兆候に該当するのかという知識
- ②なぜ子供や親がそのような行動をするのかその背景を理解する姿勢

外見からは見抜くことができない家庭内の危機や急変を察する

保育士が、親にとっても社会とかかわりを持つ最後の場となっているケースもある

- ・違和感(自分の感覚)
- ・この子ちょっと変などの疑問  
⇒これが大事  
(他の疾患の診断と、いっしょで微候に気づくかどうか)

**子ども虐待の否定する事実を探すのではなく!!**

渡る世間に鬼はなし 人を見たら泥棒と思え

教育機関: 日々の通園、通学を通して子どもたちを観察できる機関

医療現場: 受診を通して診断

線 → 連携  
点

八幡病院 市川光太郎「教育と医学」より改変

### 児童虐待防止法第5条

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

⇒肝に銘じる必要がある

### ネグレクトの可能性を見落とさない

救急外来、小児科受診時に  
乳幼児健診や予防接種ができるない。

### 乳児健診を受けた中にもネグレクト

- ・口腔ケアの不備、多発した齶歯。
- ・医療を受けるべき状態であっても、放置している。
- ・違和感

### 「気づき」→「通告」へ

- ①子ども虐待のサイン(他覚的、自覚的)の気づき
  - ②子ども人権への目  
「何か不自然」  
「自分ならこうせんやろ」「そういえば…」
  - ③報告、通告(勇気がります行動)  
子どもを思う気持ちで  
「誰かが気付くかな、、ではなく。」  
「あたしでなくても」
- より重症化しないための大変な予防

### 虐待通告したくない

1. 疑うことへの罪悪感  
親をこらしめるのではなく、逮捕したいわけでもなく、子どもと親への支援をはじまり
2. 保護者からのクレームが怖い  
法律、責任を分散
3. めんどくさい  
個別会議がある
4. 職務外の仕事？



## 保護者用

- 【受付】**
- 保険  保険証がない  保険証を持参していない  生活保護
  - ひとり親医療
  - 他の医療機関の受診歴が異常に多い  医療保障  外国籍
  - 未納歴がある
  - 事務手続きをしたがらない  事務手続きに不備が多い
  - 黄柄で微懶
- 【待合室】**
- 態度  順番が待てない  他の家族とトラブルを起こす
  - 黄柄で微懶
  - 場所をわきまえずに騒ぐ  子どもの面倒をみない
  - 子どもを平気でたたく
  - 子どもを異様に叱ったり、脅かしたりする
  - 病院職員の対応に文句をつける
  - 子どもの病気やけがの重症度に見合う態度がみられない

## 保護者用

- 【診察室】**
- 母子手帳  持参していない  ほとんど記載がない
  - 健診歴・予防接種歴がない(少ない)
  - 問診(既往歴)**  予防接種をうけていない  既往疾患を覚えていない
  - 事故が多い
  - 問診(現病歴)**  以前のことを聞くと言葉を濁したり、極端に嫌がる
  - 家族の中で既往歴の把握が異なり意見が一致しない
  - 発症や受傷状況がきちんと説明できない  説明が二転三転する
  - 保護者の間で違い違う  受診までの時間経過が長い
  - 家庭内の看護がほとんどされていない
  - こどもの病状把握ができない
  - 日頃の状態を説明できない
  - 子どもの状態に関係なく自己主張が強く、不必要的治療を要求
  - 重症度に殆ど関心がないようにみえる
  - 診断名や予後説明に耳を貸さない
  - 治療や入院の必要性を理解しない
  - 子どもの病状よりも自分の都合を優先したがる
  - 1回の治療で完結できる治療法を望み、再診を嫌がる
  - 原因不明もしくは説明のつかない発育発達遅延

## 虐待という疾患

**予防医学**  
疾患→治療 ······ 限界がある  
  
→原因を追究して予防をする方向へ  
  
例;喘息、感染症、がん

## 死亡事例について

平成28年4月1日から平成29年3月31日

区分	第14次報告			(参考)第13次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	49(18)	18(2)	67(20)	48(8)	24(0)	72(8)
人数	49(18)	28(3)	77(21)	52(8)	32(0)	84(8)

\*(参考)第13次報告は、  
平成27年4月1日から平成28年3月31日の前年度

厚生労働省のホームページより

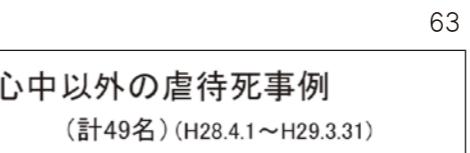
平成25年以降 愛媛県の、虐待死亡はゼロ

だからいいわけではありません!!

虐待用アセスメントシート(保護者用)

子どもの名前 ( )	(男) (女) ( )
【受付】	
<input type="checkbox"/> 保険証がない <input type="checkbox"/> 保険証を持参していない <input type="checkbox"/> 生活保護	
<input type="checkbox"/> ひとり親医療	
<input type="checkbox"/> 他の医療機関の受診歴が異常に多い <input type="checkbox"/> 医療保障 <input type="checkbox"/> 外国籍	
<input type="checkbox"/> 未納歴がある	
<input type="checkbox"/> 事務手続きをしたがらない <input type="checkbox"/> 事務手続きに不備が多い	
<input type="checkbox"/> 黄柄で微懶	
【待合室】	
<input type="checkbox"/> 順番が待てない <input type="checkbox"/> 他の家族とトラブルを起こす	
<input type="checkbox"/> 黄柄で微懶	
<input type="checkbox"/> 場所をわきまえずに騒ぐ <input type="checkbox"/> 子どもの面倒をみない	
<input type="checkbox"/> 子どもを平気でたたく	
<input type="checkbox"/> 子どもを異様に叱ったり、脅かしたりする	
<input type="checkbox"/> 病院職員の対応に文句をつける	
<input type="checkbox"/> 子どもの病気やけがの重症度に見合う態度がみられない	
【診察室】	
<input type="checkbox"/> 持参していない <input type="checkbox"/> ほとんど記載がない	
<input type="checkbox"/> 健診歴・予防接種歴がない(少ない)	
<input type="checkbox"/> 既往疾患を覚えていない	
<input type="checkbox"/> 事故が多い	
<input type="checkbox"/> 以前のことを聞くと言葉を濁したり、極端に嫌がる	
<input type="checkbox"/> 家族の中で既往歴の把握が異なり意見が一致しない	
<input type="checkbox"/> 発症や受傷状況がきちんと説明できない <input type="checkbox"/> 説明が二転三転する	
<input type="checkbox"/> 保護者の間で違い違う <input type="checkbox"/> 受診までの時間経過が長い	
<input type="checkbox"/> 家庭内の看護がほとんどされていない	
<input type="checkbox"/> こどもの病状把握ができない	
<input type="checkbox"/> 日頃の状態を説明できない	
<input type="checkbox"/> 子どもの状態に関係なく自己主張が強く、不必要的治療を要求	
<input type="checkbox"/> 重症度に殆ど関心がないようにみえる	
<input type="checkbox"/> 診断名や予後説明に耳を貸さない	
<input type="checkbox"/> 治療や入院の必要性を理解しない	
<input type="checkbox"/> 子どもの病状よりも自分の都合を優先したがる	
<input type="checkbox"/> 1回の治療で完結できる治療法を望み、再診を嫌がる	
<input type="checkbox"/> 原因不明もしくは説明のつかない発育発達遅延	

- 診察場面  診察中に子どもを抱こうとせずに、ベッドに寝かしたまま平気である
- 子どもを荷物のように手荒に扱う
  - 育児に疲れ果てているように見える
  - 子どもを機械的にあやしている
  - きよだいが多く、母親の負担が大きい
  - あいまいで些細な訴えで、繰り返しが依頼を受診する
  - 子どもが泣いていてもどうしたらしいのか、戸惑い途方にくれている
  - 病気の子どもを面倒な存在と思っているように見える
  - 育児の援助者がいない
  - 子どもを可愛くない、嫌だと医師の前で言う
- 会計・薬局  再受診などの説明を確認しない
- 家庭での療育の説明をきかない
  - 使用薬剤の説明などを聞きたがらない
  - 子どもを大事に扱っていない
  - 薬療への不満をぶつける
  - 薬などを必要以上に欲しがる
  - 支払いをせずにかかる



- 虐待の種類
- 身体的虐待死 27名(55.1%)
  - ネグレクト 19名(38.8%)

<直接の死因>

- 頭部外傷 8名(16.3%) → うち5名が揺さぶられ症候群
- 頸部絞扼による窒息 5名(10.2%)
- 溺水
- 車中放置による熱中症、脱水
- 低体温
- 低酸素血症性脳症

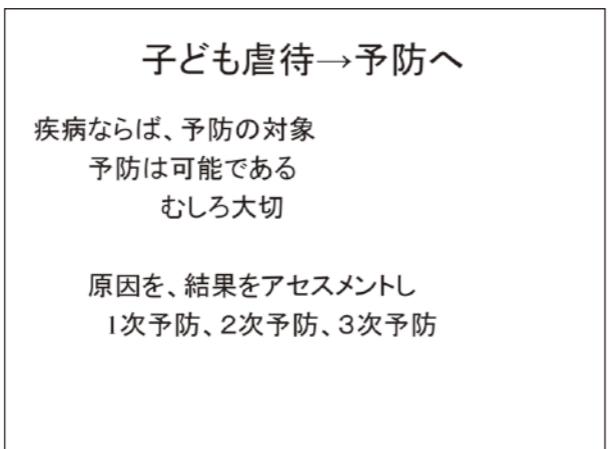
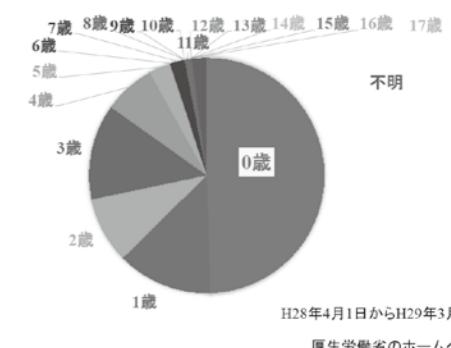
厚生労働省のホームページより

## 死因の虐待類型(心中以外)

平成28年4月1日から平成29年3月31日

区分	3歳未満		3歳以上		不明	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	22(8)	55.0%	5(0)	71.4%	0(0)	0.0%
ネグレクト	16(5)	40.0%	2(2)	28.6%	1(1)	50.0%
心理的虐待	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
性的虐待	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%	0(0)	0.0%
不明	2(1)	5.0%	0(0)	0.0%	1(1)	50.0%
計	40(14)	100.0%	7(2)	100.0%	2(2)	100.0%

## 心中以外の虐待死事例の子どもの年齢



## 0日・0か月児事例の死亡人数の推移と0歳児の心中以外の虐待死事例における割合

年次	0日		0か月		0歳
	年次	0日	0か月	年次	構成割合
第1次報告	1	1	2	18.2%	11
第2次報告	6	2	8	34.8%	23
第3次報告	8	0	8	40.0%	20
第4次報告	8	1	9	45.0%	20
第5次報告	16	1	17	45.9%	37
第6次報告	22	4	26	66.7%	39
第7次報告	6	1	7	35.0%	20
第8次報告	9	3	12	52.2%	23
第9次報告	7	4	11	44.0%	25
第10次報告	11	0	11	50.0%	22
第11次報告	4	0	4	25.0%	16
第12次報告	15	0	15	55.6%	27
第13次報告	11(2)	2(0)	13(2)	43.3%	30(4)
第14次報告	11(3)	5(0)	16(3)	50.0%	32(11)
総数	135	24	159	46.1%	345

第14次報告は平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 第14次報告までの合計死亡児

平成15年7月1日から29年3月31日の心中以外の子ども虐待による死亡例 726例

- 1歳未満 345名(47.5%)  
0日 135名(17.2%)  
0か月 159名(20.3%)

**生後24時間以内の死亡事例135例**  
(第1次~第14次)  
自宅(92人(76%))、その中でもトイレ(38%)などでの出生が多かった。  
\* 医療機関での出生は0名

**死亡原因**  
口や鼻をふさぐ窒息(57人(47.9%))  
出生直後からの放置(32人(26.9%))  
→医療機関における分娩ができていたら、適切な処置をすることにより回避できた

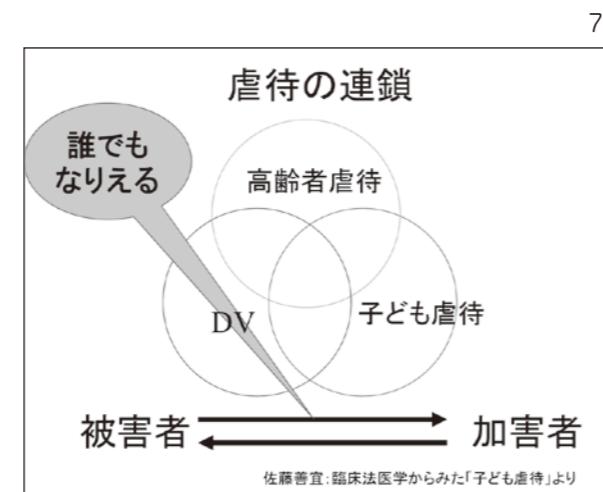
**子ども虐待による死亡事例などの検証結果**  
(厚生労働省2018年報告)  
**実母の抱える問題として**  
「望まない妊娠」  
「妊婦健診未受診」  
「母子健康手帳の未発行」が多かった。  
**加害の動機として**  
「保護を怠ったことによる死亡」  
「泣き止まないことに対していらだつた」  
「保護者自身の精神疾患、精神不安」  
「経済的困難」

思いがけない妊娠  
↓  
→望む妊娠へ  
パートナーや実親の妊娠の受容  
経済的支援  
育児支援

自宅で出産した赤ちゃんをビニール袋に入れて遺棄したとして、沖縄の女子中学3年生(14)が「保護責任者遺棄罪」の疑いで逮捕された。  
女子中学生は、自宅トイレで出産した赤ちゃんをビニール袋に入れ、団地の緑地帯に捨てた。  
赤ちゃんは団地の住人に発見され、命に別条はないといふ。  
女子中学生は、警察の調べに対して容疑を認め、「お母さんにも話すことができず、どうしていいかわからなかった」

0日、0か月児事例における実母の妊娠期の問題(複数回答) (第14次)				
区分	0日児(11人)		0か月児(5人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
予期しない妊娠／計画していない妊娠	9 (1)	81.8%	3 (0)	60.0%
若年(10代)妊娠	2 (0)	18.2%	0 (0)	0.0%
母子健康手帳の未交付	11 (3)	100.0%	2 (0)	40.0%
妊娠健診未受診	11 (3)	100.0%	3 (0)	60.0%

精神疾患のある養育者における事例							
1. 対象 第5次から10次報告までの実母の虐待死事例の中で 精神疾患のあった事例:73例、79人	2. 死亡時の子供の年齢 0歳児が約2割	3. 実母の診断名および年齢 統合失調症(15%)、うつ病(20%)	4. 支援者の状況とその内訳 医療機関と市町村の母子保健担当部署が各6割 児童相談所及び市町村の児童福祉担当部署が 約3~4割	6	7	24	25
				全国	1,961	2,722	66,701
				県	14	7	379
				市町			254
				計			633
							832
							896
							1,065
							1,246
							1,306



虐待の連鎖										
友田明美先生		そのうち3割を解決したらよいと。 (3割は救える)								
6割		Helperら、1997 4分の1 Kaufmanら、1987 5~30%								
欧米の文献		日本でも他に報告例が散見されるが、ばらつく。								

## 愛媛県の現状

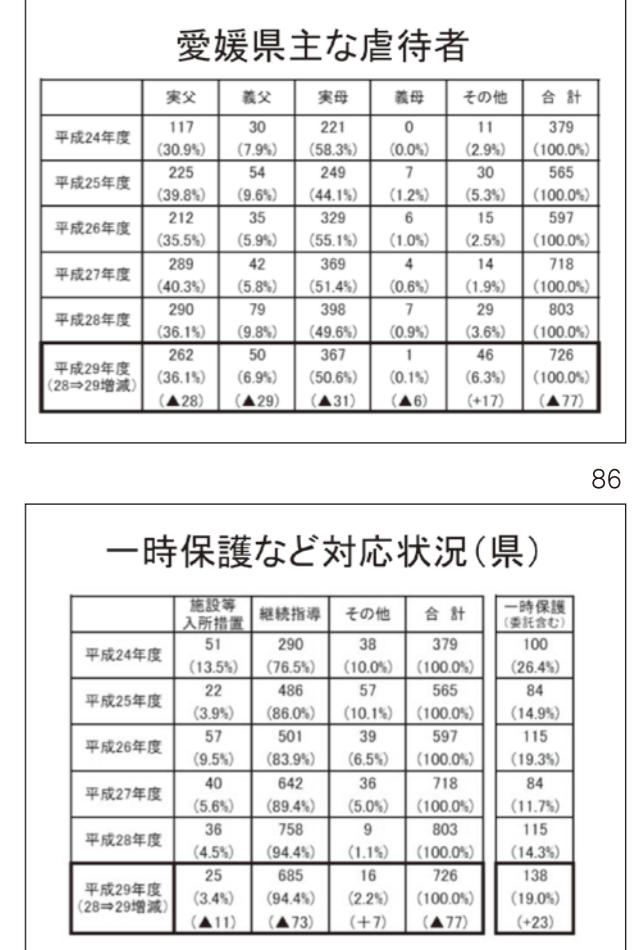
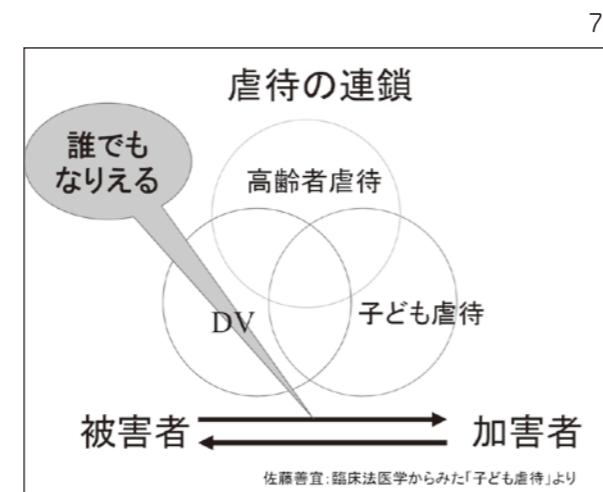
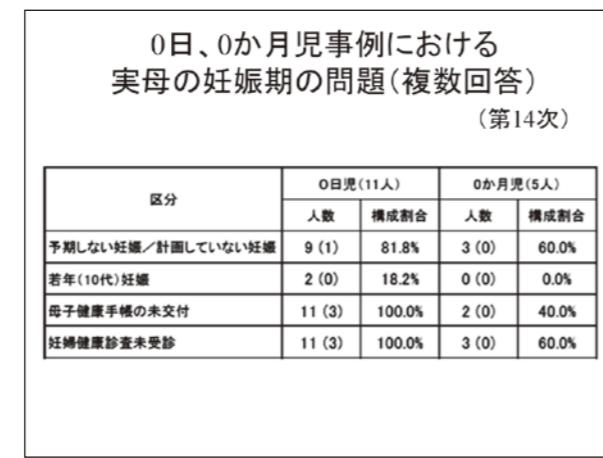


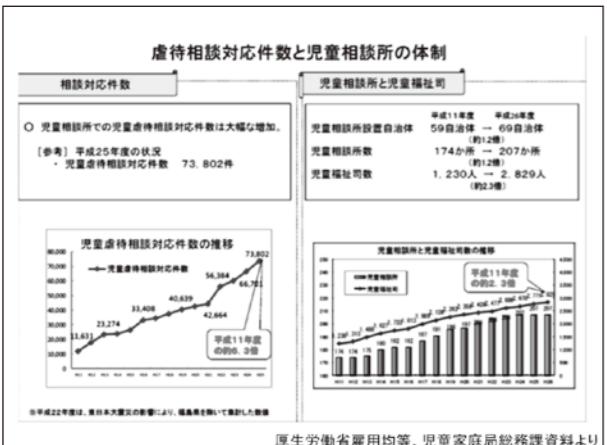
愛媛県虐待報告 県市町村							
年度	6	7	24	25	26	27	28
全国	1,961	2,722	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575
県	14	7	379	565	597	718	803
市町			254	267	299	347	443
計			633	832	896	1,065	1,246
							1,306

平成29年度  
県: 726名  
市町村: 580名  
計: 1,306名 (平成28年度1,246名)

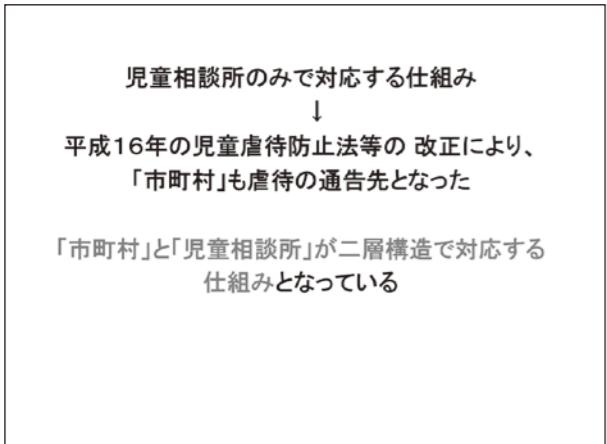
愛媛県児童相談所 相談内容別件数の推移					
	身体的虐待	性的虐待	性的虐待	心理的虐待	合 計
平成24年度	143 ( 37.7%)	92 ( 24.3%)	11 ( 2.9%)	133 ( 35.1%)	379
平成25年度	171 ( 30.3%)	85 ( 15.0%)	8 ( 1.4%)	301 ( 53.3%)	565
平成26年度	190 ( 31.8%)	128 ( 21.4%)	9 ( 1.5%)	270 ( 45.2%)	597
平成27年度	188 ( 29.2%)	158 ( 22.0%)	14 ( 1.9%)	358 ( 49.3%)	718
平成28年度	231 ( 29.1%)	142 ( 17.7%)	6 ( 0.7%)	424 ( 52.8%)	803
平成29年度 (28⇒29増減)	216 ( 29.3%) (▲15) (+10p)	150 ( 20.7%) (+8) (+10p)	7 ( 1.0%) (+1)	353 ( 48.8%) (▲7) (-42p)	726 (▲77)

虐待通告経路											
	施設等 入所措置	継続指導	その他	合 計	一時保護 (委託含む)						
平成24年度	51 (13.5%)	290 (76.5%)	38 (10.0%)	379	100 (26.4%)						
平成25年度	22 (3.9%)	486 (86.0%)	57 (10.1%)	565	84 (14.9%)						
平成26年度	57 (9.5%)	501 (83.9%)	39 (6.5%)	597	115 (19.3%)						
平成27年度	40 (5.6%)	642 (89.4%)	36 (5.0%)	718	84 (11.7%)						
平成28年度	36 (4.5%)	758 (94.4%)	9 (1.1%)	803	115 (14.3%)						
平成29年度 (28⇒29増減)	25 (3.4%) (▲11)	685 (94.4%) (+7)	16 (2.2%) (▲77)	726 (▲77)	138 (19.0%) (+23)						





89



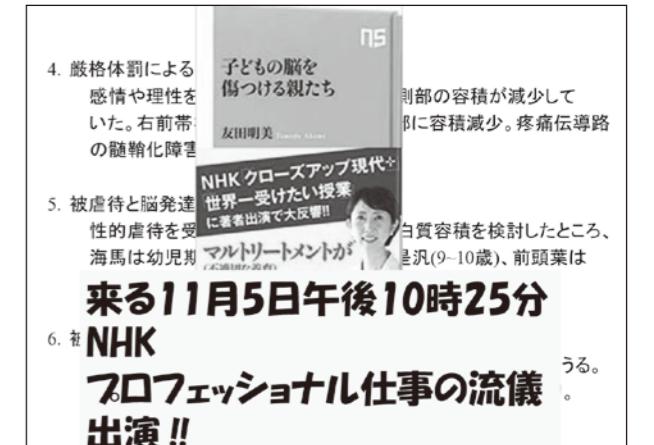
相談相談の状況						
	総 数	認成・暫約	児童相談所の指導	児童相談所の指導	面接指導	その他
22 虐待相談	397(うち虐待 178)	5	63	227	102	
非行相談	178	86	42	37	3	
心身障害相談	901			772	129	
育成相談	79			79	3	
その他	20			17		
計	1,575	86	47	73	1,132	237
23 虐待相談	373(うち虐待 125)	1	33	217	122	
非行相談	117	59	25	6	6	
心身障害相談	930			794	136	
育成相談	102	1	2	90	9	
その他	38		1	24	13	
計	1,580	81	25	42	1,146	286
24 虐待相談	510(うち虐待 241)	1	52	314	143	
非行相談	89	44	23	6	16	
心身障害相談	881			819	62	
育成相談	111	1	1	97	7	
その他	29			25	4	
計	1,620	45	25	63	1,271	216

注：面接指導とは、助言指導、連続指導、他機関あっせんである。  
愛媛県中央児童相談所資料より

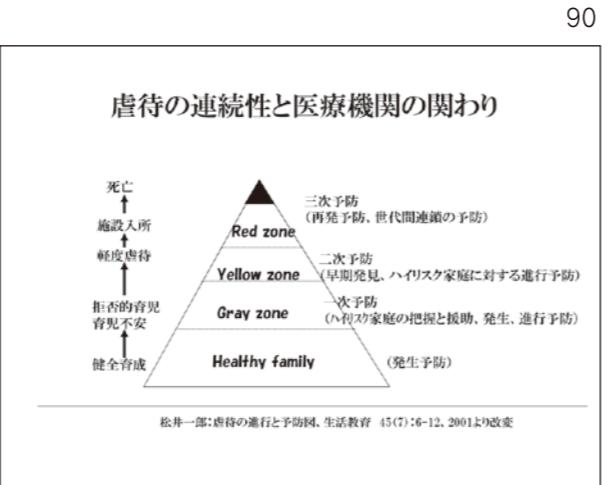
88

4. 厳格体罰による脳への影響  
感情や理性をつかさどる右前頭前野内側部の容積が減少していた。右前頭状回、左前頭前野背外側部に容積減少。疼痛伝導路の髓鞘化障害を示唆する所見
5. 被虐待と脳発達の感受性期との関係  
性的虐待を受けた時期による局所脳灰白質容積を検討したところ、海馬は幼児期(3~5歳)、脳梁は思春期(9~10歳)、前頭葉は思春期以降(14~16歳)にトラウマ
6. 被虐待児の心とのケアの重要性  
成人になってから不適応やさまざまな人格障害の原因になりうる。適切な世話をし、激しいストレスを与えないことが一番大切。

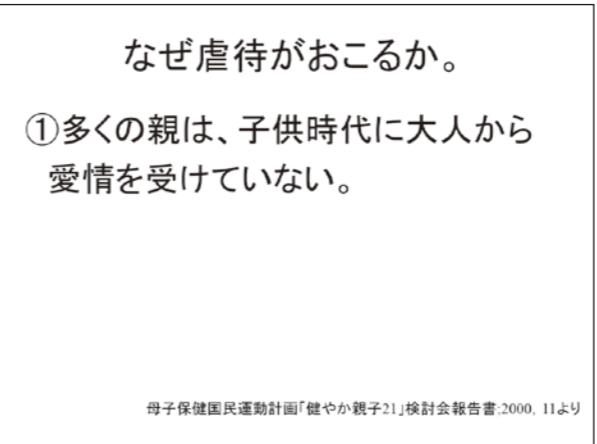
95



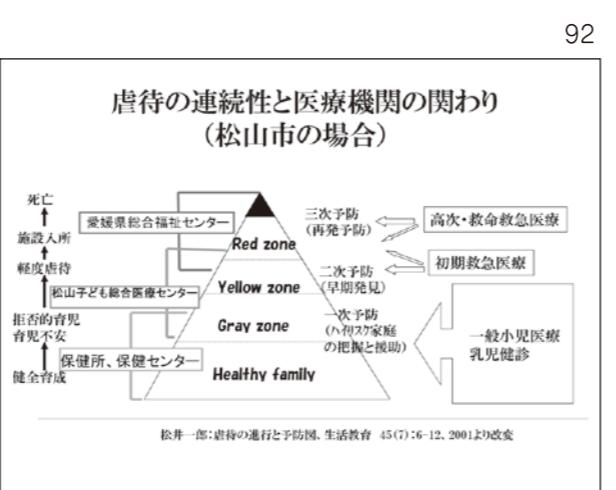
98



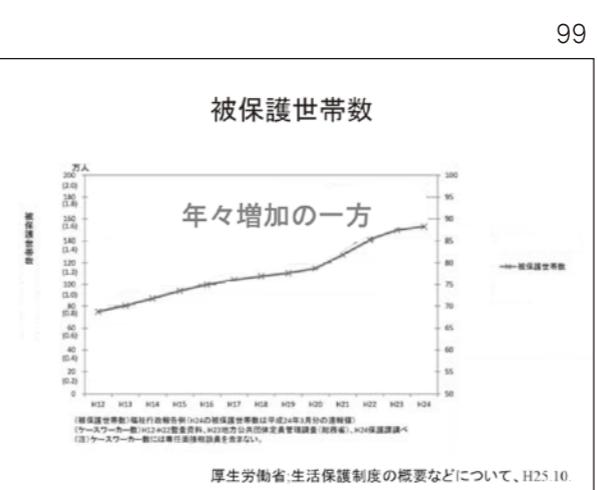
90



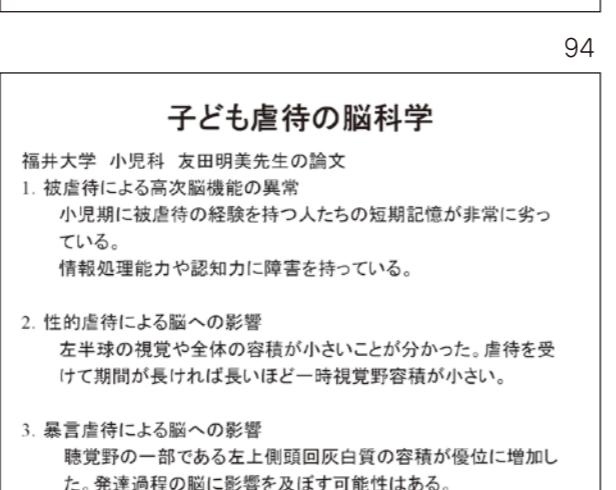
97



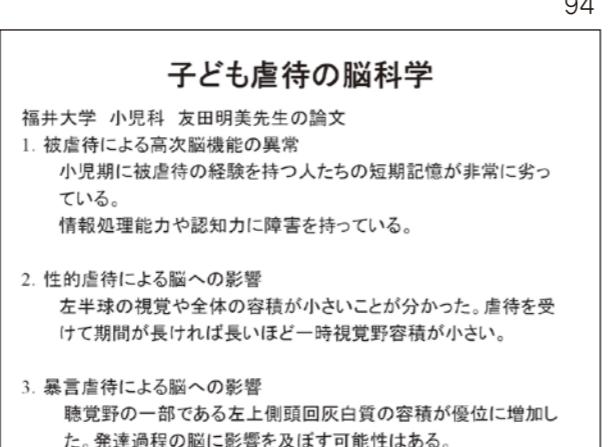
92



99



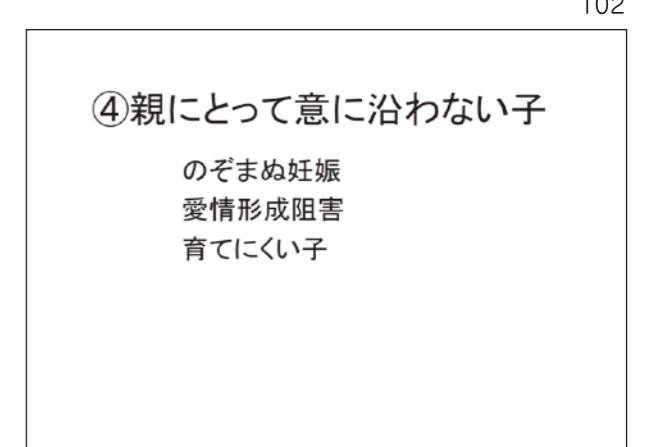
93



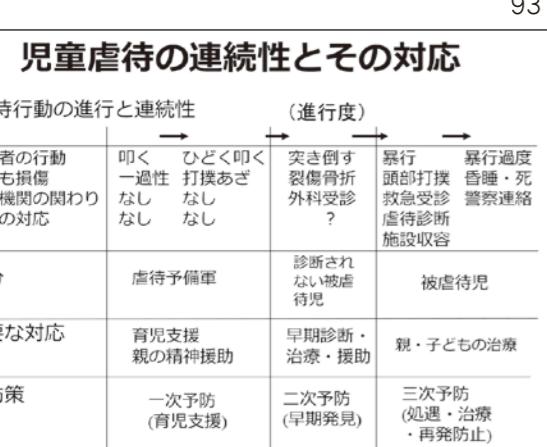
94

- ③社会的に孤立化し、援助者がいないこと

101



102



51

52

虐待予防に最も効果的なものは  
「気づき」に対して支援すること  
①リスクのある家族への対応  
②リスクのある妊婦さんへの対応

3)集団生活において  
発達障害などに気になる子供の存在

秋山千枝子:チャイルドヘルス Vol.No8

## 虐待予防に最も効果的なものは

「気づき」に対して支援すること

①リスクのある家族への対応

②リスクのある妊婦さんへの対応

当院産科での地域連絡対象者  
\*妊娠中から地域連携を行っている  
特定妊婦含む

- 1) 多胎
- 2) 未入籍
- 3) 精神疾患合併
- 4) 若年
- 5) 高年齢
- 6) 外国籍
- 7) 経済的
- 8) 育児不安
- 9) サポート不足
- 10) その他

## 「育てにくさ」への気づき

- 1) 医療機関において  
待合室から受付、診察室などあらゆる場面で  
親子の様子に違和感を覚えたら放置しない  
⇒スタッフ全身で認識を共有
- 2) 保健機関において  
「育てにくさ」が気づきに同意すれば、子育て  
支援として栄養相談、保健相談、心理相談  
をしていただく。

## 保健師さんの役割が大切

乳児健診や家庭訪問を通じて  
虐待予防の観点からを入れた情報収集  
家族アセスメント  
親の成育歴、家族の生活歴、  
生活上のストレス、親子の愛着など  
①リスクをみつけるためのアセスメント  
②支援のためのアセスメント

## 虐待予防に最も効果的なものは

「気づき」に対して支援すること

①リスクのある家族への対応

②リスクのある妊婦さんへの対応

## リスクのある妊婦さんへの対応として

### 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行なうことが特に必要と認められる妊婦

虐待が発生する前に予防

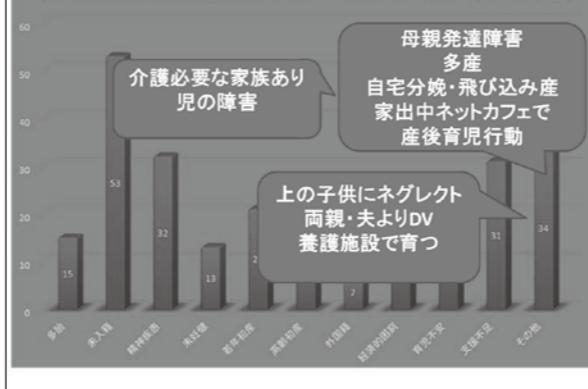
当院周産期センター産婦人科では、助産婦、  
産科医師を中心に、力を入れてくれている。

## 地域支援依頼連絡票郵送数 (特定妊婦+それ以外に郵送した数)

	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
分娩件数(件)	1419	1214	1210	1253	1253
郵送数(件)	128	106	99	114	179
割合(%)	9.0	8.7	8.2	9.1	14.3

受援県立中央病院周産期母子医療センター  
HP:産科実績より抜粋 111

## 地域支援依頼連絡票郵送の理由(重複)(2016年)



## 当院が地域への連絡対象者項目の内訳

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
①双胎	29	37	22	16	21	23
②未入籍	29	40	37	29	29	36
③精神疾患	16	18	17	23	13	20
④若年(20歳以下)	23	20	17	16	11	16
⑤高齢(35歳以上)	30	34	32	32	3	6
⑥外国籍	5	3	2	3	1	3
⑦経済的	15	7	11	11	7	13
⑧育児不安	9	18	22	15	14	13
⑨サポート不足	36	12	18	20	13	14
⑩他	38	29	31	17	15	20

(重複回答:件)

## 助産婦外来フォロー者リスト

患者ID・患者名	初経予定日	フォロー内容	フォロー開始日	指導区分	連携	転帰
1234055 ○田 ○	PP MP 12/20	適応障害あり	9/20	毎回 多め 通常	パリーケア士 ミキン保健師 心理士紹介 生保	分娩
3034056 ○本 ○子	PP MP 12/8	未婚、入籍予定なし 夫婦サポート有	/	毎回 多め 通常	助産士連絡 保健所連絡 心理士紹介 生保	分娩
1204058 ○岡 ○美	PP IMP 1/2	バニック障害あり	/	毎回 多め 通常	心理士紹介 生保	分娩
0234075 田 ○ 由○	PP IMP 12/31	11/12まで未妊娠 知的障害あり	/	毎回 多め 通常	心理士紹介 生保	分娩
1203055 ○井 和○	PP MP 12/28	17歳 未婚(18歳で入籍予定) 夫家のサポート有	/	毎回 多め 通常	心理士紹介 生保	分娩

すべて仮名です

## 助産婦外来フォロー者リスト

患者ID・患者名	初経予定日	フォロー内容	フォロー開始日	指導区分	連携	転帰
1234055 ○田 ○	PP MP 12/20	適応障害あり	9/20	毎回 多め 通常	パリーケア士 ミキン保健師 心理士紹介 生保	分娩
3034056 ○本 ○子	PP MP 12/8	未婚、入籍予定なし 夫婦サポート有	/	毎回 多め 通常	助産士連絡 保健所連絡 心理士紹介 生保	無事出産
1204058 ○岡 ○美	PP IMP 1/2	/	/	/	心理士紹介 生保	分娩
0234075 田 ○ 由○	PP IMP 12/31	子育て支援相談 生保	/	/	心理士紹介 生保	分娩
1203055 ○井 和○	PP MP 12/28	助産施設申請 保健所連絡 心理士紹介 生保	/	/	松前保健所 保健士さん 越前先生 心理士紹介 生保	分娩

すべて仮名です

## 臨床心理士のかかわり

平成16年度より  
臨床心理士協会認定の心理士さんが  
虐待のリスクの患者さんに対応

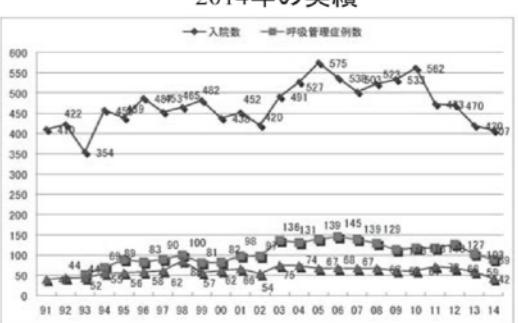
## 助産婦外来フォロー者リスト

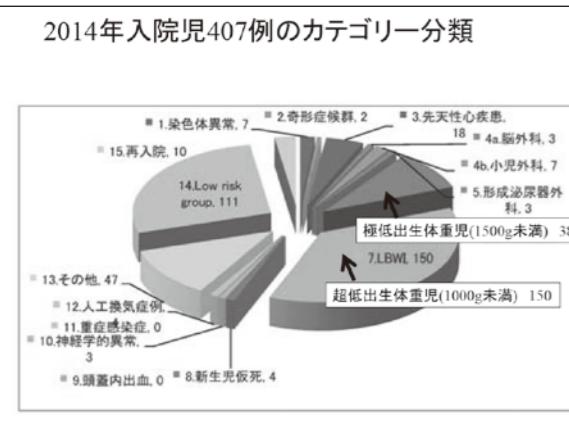
患者ID・患者名	初経予定日	フォロー内容	フォロー開始日	指導区分	連携	転帰
1234055 ○田 ○	PP MP 12/20	適応障害あり	9/20	毎回 多め 通常	パリーケア士 ミキン保健師 心理士紹介 生保	分娩
3034056 ○本 ○子	PP MP 12/8	未婚、入籍予定なし 夫婦サポート有	/	毎回 多め 通常	助産士連絡 保健所連絡 心理士紹介 生保	無事出産
1204058 ○岡 ○美	PP IMP 1/2	/	/	/	心理士紹介 生保	分娩
0234075 田 ○ 由○	PP IMP 12/31	子育て支援相談 生保	/	/	心理士紹介 生保	分娩
1203055 ○井 和○	PP MP 12/28	助産施設申請 保健所連絡 心理士紹介 生保	/	/	松前保健所 保健士さん 越前先生 心理士紹介 生保	分娩

すべて仮名です

## 当院のNICU

・2014年の実績





児童虐待は 身の回りの  
いつでも起こり得る状態である。  
貧困家庭においては、より多い

## 具体的な症例 ～多職種との連携～

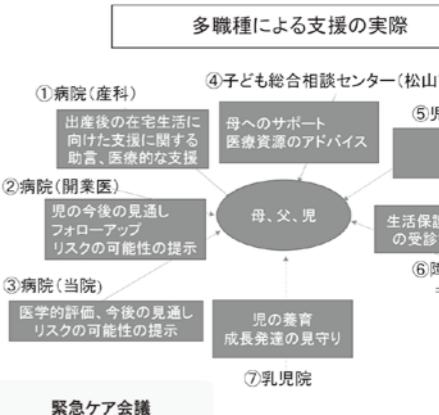
自験例も含まれますが、多少表現や内容を  
変えており、事実と異なります。  
また、参考文献との混合もあります。



発見だけが目的ではなく、原因を理解して  
予防や治療、再発防止  
が最終的目的

そのため、事前事後支援への協力体制を作り  
上げる必要がある。  
学校の先生、保育士、心理士、保健師さん、  
児童福祉司など小児保健医療関連職種の協力  
が必須

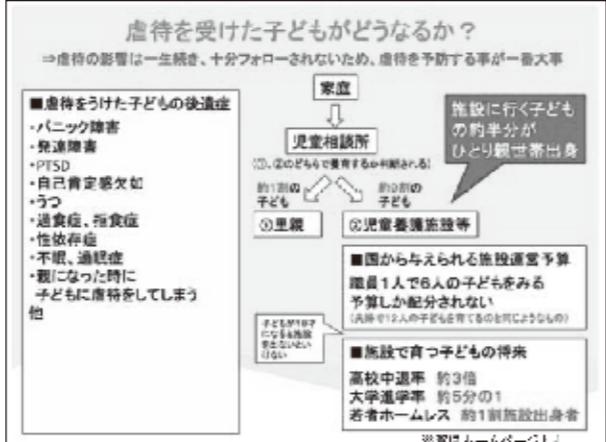
事例(1)  
スライドに供覧します。



## 児童養護施設児の進学、就職の状況

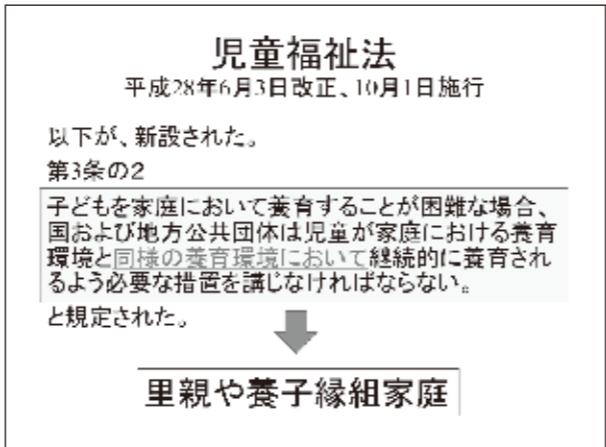
高校進学率は高くなつたが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなつてゐる。								
○中学校卒業後の進路(平成27年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成28年5月1日現在の進路)								
進 学		就 學		其 他		そ の 他		
高校等	専修学校等							
児童養護施設児 2,333人	2,230人 95.0%	25人 1.0%	25人 1.0%	24人 1.0%				
(参考) 全中卒者 1,149人	1,134人 98.7%	4人 0.3%	3人 0.3%	8人 0.7%				
○高等學校等卒業後の進路(平成27年度末に高等学校を卒業した児童のうち、平成28年5月1日現在の進路)								
大学等	専修学校等							
児童養護施設児 1,818人	226人 12.4%	211人 11.6%	1,280人 70.4%	101人 5.6%				
うち在籍児 1,275人	64人 23.3%	60人 21.9%	115人 41.8%	36人 13.1%				
うち退院児 1,543人	162人 10.5%	151人 9.3%	1,165人 75.5%	65人 4.2%				
(参考) 全高卒者 1,137人	903人 52.2%	249人 21.9%	205人 18.0%	80人 7.0%				
○就職延長の状況(今後5年)								
4月1日から6ヶ月未満		20歳に到達するまで						
91人		115人		66人				

児童養護施設児は家庭扶助課へ「社会的実権の喪失に関する調査」。全中卒者、全高卒者は学年基本調査(平成28年5月1日現在)、平成28年社会的実権の現状についてより



生まれた子供たちが健やかに成長していくために、家族を支援する体制を整えることが最も優先される。  
しかし、養育に見通しがつかない家庭が存在する。

## 家族再統合援助の実態と課題



## 家族の再統合

子どもと家族への支援が十分に行われた後に結果として生じるもの。

すべての事例でこれが実現するものではない。  
→現実は 再統合を望めない子供や家族への支援のあり方を検討すべき

家族再統合において

親の元に帰る  
他の施設に戻る  
→どちらが より ストレスホルモン(ステロイド)が放出されているか

親の元に帰る場合の方が より多く放出されていた  
(前回友田先生の講演より)

再統合の条件

①虐待親の側の条件  
服薬などのセルフケアが必要に応じてできる。  
「自分にできないことはやろうとしない」  
「必要な援助を拒まない」  
本人および周囲が、疾病、障害(安全に育児を行うことができないという障害を含む)を受容している。

## 再統合の条件

- ②ケア・ネットワークの条件  
再統合のための必要な支援はなんであるか。  
ケア・ネットワークを通じてアセスメントされているか。  
その支援が実行、継続できる条件が整っているか。  
フォローアップ体制(再分離の判断を含む)が明確である。

「菅原拓馬 子ども虐待と母子精神保健」  
参考: ホームページより

## 被虐待児がサバイバーとしていけるのは

1. 子供に社会性、知能、学習の能力がある
2. 家族(母親、片方の親)の支持的な心の絆がある
3. 家族以外の人(教師、仲間)からの大きなサポートがある。

小林美智子先生「虐待防止委員会セミナーより」

一個人、一機関で すべて対応、解決は不可能  
↓  
多職専門家チームとして 戰略、対応をしていく

- ・子育て支援
- ・発達障害 関係する人と機関はまったくの対等の立場である。
- ・子ども虐待

## 虐待問題へのキーワード

1. 根気と判断
2. 継続とチームワーク
3. 癒し

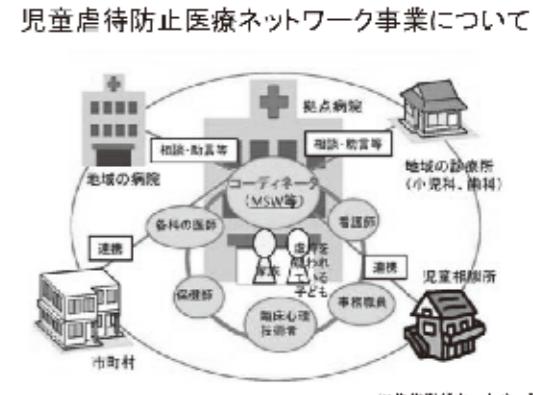
石井千保枝准教授・藤川祐祐先生

養育能力が 母自身 十分できる  
医療関係者は困難と感じている  
乖離がある場合が問題である。

授乳、沐浴など繰り返し理解でき、技術的にできるように指導。  
父や 祖母に 対する育児支援をしっかり。  
ななかなか難しい問題である。

## 子ども虐待

- ・いつでも、誰でも、どこでも、どの子どもでも虐待を受ける可能性がある
- ・「困った子ども」は「困っている子ども」  
～家でや非行などの問題行動に現れることが多い
- ・多様性を理解し、いろんなネットワークを作っていくこと
- ・「児童虐待の分野で活躍するための専門的な力量は他人と喜び協働できることである」



松山赤十字病院 産婦人科  
横山先生  
今年の10月に児童虐待防止啓発シンポジウム

関係性 つながりを作ること  
継続性 続けること  
重層性 みんなが支援すること